

第8回

島原市農業委員会総会議事録

注：発言の内容については、その要旨を記載しております。
(発言そのものの記載ではありません。)

この公開用議事録は個人情報に関連すると思われる部分等については削除しています。

令和 6年 1月26日(金) 午後 4時02分
於：島原市役所有明庁舎 3階大会議室

1. 開会日時 令和 6年 1月26日(金) 午後 4時02分
2. 閉会時間 令和 6年 1月26日(金) 午後 4時29分
3. 開催場所 島原市役所有明庁舎 3階大会議室
4. 出席委員者の数 18名

1番 北浦 守金	2番 田上 豊	3番 森 浩則
4番 稲田 勝	5番 水本 正一郎	6番 林田 靖仁
7番 田浦 秀子	8番 尾崎 栄	9番 松崎 慎太郎
10番 入江 敏昭	11番 森本 勝也	12番 米田 公明
13番 北尾 健一郎	14番 祐田 久男	15番 林田 了星
17番 金子 利範	18番 廣瀬 光徳	19番 村里 枝美子
5. 欠席委員者の数 1名

16番 太田 武春

6. 農地利用最適化推進委員出席者の数 14名

安中 佐藤 幸平	中央 稲田 俊夫	中央 稲田 保夫
杉谷 杉永 芳一	三会 吉川 周宏	三会 荒木 康成
三会 福島 真一	三会 北田 和広	三之沢 島田 和典
東空閑 柴田 利明	高野 林 耕平	高野 竹田 静男
池田 伊達 博明	久原 森崎 誠一	
7. 報告事項
 - 報告第1号 農地法第18条第6項の規定(合意解約)による通知書について
 - 報告第2号 使用貸借解約通知書について
 - 報告第3号 農地台帳登載申請について
8. 議案
 - 第1号議案 農地法第3条第1項(所有権移転)の規定による許可申請について
 - 第2号議案 農地法第4条第1項の規定による許可申請について
 - 第3号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請について
 - 第4号議案 非農地証明願について
 - 第5号議案 農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画(案)について
 - 第6号議案 農地中間管理機構を介した農用地利用集積等促進計画(案)について

議長

ただ今より、第8回島原市農業委員会の総会を開催いたします。

本日、16番 太田 武春 委員は所要のため、欠席との連絡がっております。

本日出席者数は、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により定足数に達しておりますので総会は成立しております。

議事録署名委員の指名につきましては、島原市農業委員会会議規則第15条第2項の規定により、議長が指名することになっており、…番 ……委員、…番 ……委員を指名します。

議長

はじめに、事務局から報告があります。

事務局

報告第1号 農地法第18条第6項の規定（合意解約）による通知書について報告します。

以降、着席にて、ご説明させていただきます。

議案集1ページから5ページに記載のとおりで、18件 47筆 46, 801平方メートルの届けがありました。

次に、報告第2号 使用貸借解約通知書について報告します。

議案集6ページに記載のとおりで、2件 4筆 1, 886平方メートルの届けがありました。

次に、報告第3号 農地台帳登載申請について報告します。

議案集7ページに記載のとおりで、1件 3筆 1, 753平方メートルの申請がありました。

以上で報告を終わります。

議長

ただ今の報告に対して、ご質問等はありませんか。

（「なし」という発声）

議長

ご質問等がないようですので、議案に入ります。

第1号議案 農地法第3条第1項（所有権移転）の規定による許可申請の1番を上程いたします。事務局の説明を求めます。

事務局

第1号議案 農地法第3条第1項（所有権移転）の規定による許可申請の1番について説明します。

1番の譲受人及び譲渡人は、議案集8ページ、1番に記載のとおりで、畑 1筆 1, 188

平方メートルを贈与するための申請です。

取得後の耕作面積は、8,787平方メートルで、農機具は、トラクター1台、田植機1台、管理機1台を所有しており、すべての許可要件を満たしております。

以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長

ただ今の説明に関連して、現地調査員より現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。……委員

(……委員)

第1号議案 農地法第3条第1項(所有権移転)の規定による許可申請の1番について報告します。

譲受人は50年の農作業歴があります。

妻と2人で農業を営んでおり、県外在住の兄弟から贈与を受けるとのことです。申請地も含め、水稻、人参を作付けしており問題なしとみております。

ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長

ありがとうございます。

ただ今、説明がありましたが、第1号議案の1番について、ご意見等はありませんか。

(「なし」という発声)

議長

ご意見等がありませんので、第1号議案の1番について、許可することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という発声)

議長

ご異議なしと認めます。よって、第1号議案 農地法第3条第1項(所有権移転)の規定による許可申請の1番は許可することに決定いたします。

次に、第1号議案 農地法第3条第1項(所有権移転)の規定による許可申請の2番を上程いたします。事務局の説明を求めます。

事務局

第1号議案 農地法第3条第1項(所有権移転)の規定による許可申請の2番について説明します。

2番の譲受人及び譲渡人は、議案集8ページ、2番に記載のとおりで、畑 3筆 675平方メートルを贈与するための申請です。

取得後の耕作面積は、34,848平方メートルで、農機具は、トラクター2台、管理機4

台、トラック 3 台、収穫機 3 台を所有しており、すべての許可要件を満たしております。
以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長

ただ今の説明に関連して、現地調査員より現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。……委員。

(……委員)

第 1 号議案 農地法第 3 条第 1 項（所有権移転）の規定による許可申請の 2 番について報告します。

譲受人は 30 年の農作業暦があります。

家族 4 人で農業を営んでおり父から贈与を受けるとのことです。申請地も含め、生姜、大根、人参を作付けしており問題なしとみております。

ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長

ありがとうございます。

ただ今、説明がありましたが、第 1 号議案の 2 番について、ご意見等はありませんか。

(「なし」という発声)

議長

ご意見等がありませんので、第 1 号議案の 2 番について、許可することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という発声)

議長

ご異議なしと認めます。よって、第 1 号議案 農地法第 3 条第 1 項（所有権移転）の規定による許可申請の 2 番は許可することに決定いたします。

次に、第 1 号議案 農地法第 3 条第 1 項（所有権移転）の規定による許可申請の 3 番を上程いたします。事務局の説明を求めます。

事務局

第 1 号議案 農地法第 3 条第 1 項（所有権移転）の規定による許可申請の 3 番について説明します。

3 番の譲受人及び譲渡人は、議案集 8 ページ、3 番に記載のとおりで、畑 3 筆 1, 370 平方メートルを売買するための申請です。

取得後の耕作面積は、56, 022. 15 平方メートルで、農機具は、トラクター 2 台、防除機 4 台、草刈機 1 台、耕運機 3 台、動噴 2 台、田植機 1 台、トラック 4 台、管理機 5 台、ユンボ 2 台を所有しており、すべての許可要件を満たしております。

以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長

ただ今の説明に関連して、現地調査員より現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。……委員。

(……委員)

第1号議案 農地法第3条第1項(所有権移転)の規定による許可申請の3番について報告します。

譲受人は26年の農作業歴があります。

家族3人で農業を営んでおり、申請地も含め、水稻、生姜、白菜等を作付けし、通作距離は自宅から約2キロということで問題なしとみております。

ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長

ありがとうございます。

ただ今、説明がありましたが、第1号議案の3番について、ご意見等はありませんか。

(「なし」という発声)

議長

ご意見等がありませんので、第1号議案の3番について、許可することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という発声)

議長

ご異議なしと認めます。よって、第1号議案 農地法第3条第1項(所有権移転)の規定による許可申請の3番は許可することに決定いたします。

次に、第2号議案 農地法第4条第1項の規定による許可申請の1番を上程いたします。事務局の説明を求めます。

事務局

第2号議案、農地法第4条第1項の規定による許可申請の1番について説明します。

申請人は、議案集9ページ、1番に記載のとおりで、申請地729平方メートルを、駐車場として利用したいとの申請です。

申請地は、都市計画区域外の農振地域内で農地の集団性が10ヘクタール未満であることから、第2種農地と判断しております。

被害防除計画は別途添付しておりますので説明を省略いたします。

以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長

ただ今の説明に関連して、現地調査員より現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。……委員。

(……委員)

第2号議案 農地法第4条第1項の規定による許可申請の1番について報告します。

申請地は、……の一角にあり、北側は農地、東側は水路、南側は道路、西側は水路となっております。

盛土造成し、雨水は水路へ放流となっており、問題なしと見て参りました。

ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長

ありがとうございます。

ただ今、説明がありました。第2号議案の1番について、ご意見等はありませんか。

(「なし」という発声)

議長

ご意見等がありませんので、第2号議案の1番は許可相当と認めることよろしいでしょうか。

(「異議なし」という発声)

議長

ご異議なしと認めます。よって、第2号議案 農地法第4条第1項の規定による許可申請の1番は許可相当と認め、県知事に意見書を送付することに決定いたします。

次に、第3号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請の1番を上程いたします。事務局の説明を求めます。

事務局

第3号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請の1番について説明します。

譲受人及び譲渡人は、議案集10ページ、1番に記載のとおりで、申請地354平方メートルを譲り受け、木造平屋建住宅を建築したいとの申請です。

申請地は、都市計画区域内の第一種低層住居専用地域であることから、第3種農地と判断しております。

被害防除計画は別途添付しておりますので説明を省略いたします。

以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長

ただ今の説明に関連して、現地調査員より現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。……委員。

(……委員)

第3号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請の1番について報告します。

申請地は……の一角にあり、北側は農地、東側は山林、南側は別件農地転用申請地、西側は道路となっております。

盛土造成し、雨水は道路側溝へ、汚水及び生活雑排水は合併浄化槽を経由して道路側溝へ放流となっており、問題なしと見て参りました。

ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長

ありがとうございます。

ただ今、説明がありました、第3号議案の1番について、ご意見等はありませんか。

(「なし」という発声)

議長

ご意見等がありませんので、第3号議案の1番は許可相当と認めることでよろしいでしょうか。

(「異議なし」という発声)

議長

ご異議なしと認めます。よって、第3号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請の1番は許可相当と認め、県知事に意見書を送付することに決定いたします。

次に、第3号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請の2番を上程いたします。事務局の説明を求めます。

事務局

第3号議案、農地法第5条第1項の規定による許可申請の2番について説明します。

譲受人及び譲渡人は、議案集10ページ、2番に記載のとおりで、申請地438平方メートルを譲り受け、木造平屋建事務所兼車庫を建築したいとの申請です。

申請地は、都市計画区域内の第一種低層住居専用地域であることから、第3種農地と判断しております。

被害防除計画は別途添付しておりますので説明を省略いたします。

以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長

ただ今の説明に関連して、現地調査員より現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。……委員。

(……委員)

第3号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請の2番について報告します。

申請地は……の一角にあり、北側は別件農地転用申請地、東側及び南側は農地、西側は道路となっております。

盛土造成し、雨水は道路側溝へ、汚水及び生活雑排水は合併浄化槽を経由して道路側溝へ放流となっており、問題なしと見て参りました。

ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長

ありがとうございます。

ただ今、説明がありましたが、第3号議案の2番について、ご意見等はありませんか。

(「なし」という発声)

議長

ご意見等がありませんので、第3号議案の2番は許可相当と認めることでよろしいでしょうか。

(「異議なし」という発声)

議長

ご異議なしと認めます。よって、第3号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請の2番は許可相当と認め、県知事に意見書を送付することに決定いたします。

次に、第4号議案 非農地証明願いの1番を上程いたします。事務局の説明を求めます。

事務局

第4号議案 非農地証明願いの1番について説明します。

申出人は、議案集11ページ、1番に記載のとおりで、昭和63年月日不詳頃から、宅地として利用しています。

以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長

ただ今の説明に関連して、現地調査員より現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。……委員

(……委員)

第4号議案 非農地証明願いの1番について報告します。

申請地は……の一角にあり、北側は農地、東側及び南側は道路、西側は農地となっております。

現地を見ますと、宅地として利用されており、非農地証明を交付することに問題なしと見て参りました。

ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長

ありがとうございます。
ただ今、説明がありました。第4号議案の1番について、ご意見等はありませんか。

(「なし」という発声)

議長

ご意見等がありませんので、第4号議案の1番は非農地証明書を交付してよろしいでしょうか。

(「異議なし」という発声)

議長

ご異議なしと認めます。よって、第4号議案 非農地証明願いの1番は非農地証明書を交付することに決定いたします。

次に、第5号議案 農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画(案)について、上程いたします。

本件については、農業委員会等に関する法律第31条の規定により、除斥の必要がありますので、…番 ……委員の退場を求めます。

(……委員 退場)

議長

事務局の説明を求めます。

事務局

第5号議案 農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画(案)について説明します。

農業経営基盤強化促進法附則第5条第1項の規定に基づき、農用地利用集積計画(案)の承認を得ようとするものであります。

利用権設定については、議案集12ページから19ページに記載のとおりで、耕作権の新規設定 22件 78筆 71,452平方メートル、耕作権の再設定 3件 25筆 24,993.60平方メートルです。

次に、農業経営基盤強化促進法による所有権移転については、議案集 20ページに記載のとおりで、1件 1筆 499平方メートルです。

合計で26件 104筆 96,944.60平方メートルです。

以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願ひします。

議長

ただいまの説明に対して、ご意見等はありませんか。

(「なし」という発声)

議長

ご意見等がありませんので、第5号議案を承認することに決定してよろしいでしょうか。

(「異議なし」という発声)

議長

ご異議なしと認めます。よって、第5号議案 農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画(案)を承認することに決定いたします。

…番 ……委員の入場を求めます。

(……委員 入場)

議長

第5号議案は、承認することに決定しましたので、……委員に報告します。

次に、第6号議案 農地中間管理機構を介した農用地利用集積等促進計画(案)について上程いたします。

事務局の説明を求めます。

事務局

第6号議案 農地中間管理機構を介した農用地利用集積等促進計画(案)について説明します。

議案集の21ページから24ページをご覧ください。

この議案は、農地中間管理事業の実施に関する規程に基づき、78筆、71,452平方メートルの農地について、島原市から農用地利用集積等促進計画(案)が提出されましたので、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第1項に基づき農用地利用集積等促進計画を定めることを農地中間管理機構へ要請するものです。

別添② 添付資料の1ページから2ページを併せてご覧ください。

農地中間管理機構を介した農用地利用集積等促進計画(案)の受け手の詳細について、記載をしております。

農地の受け手の「取得後の耕作面積」、「農機具の詳細」、「農作業従事日数」、「農業従事者」、「作物の種類」などを記載しており、20名の方全員、すべての許可要件を満たしております。

以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長

ただ今の説明に対して、ご意見等はありませんか。

(「なし」という発声)

議長

ご意見等がありませんので、第6号議案は、問題なしということで、農地中間管理機構へ要請

してよろしいでしょうか。

(「異議なし」という発声)

議長

ご異議がないようですので、第6号議案 農地中間管理機構を介した農用地利用集積等促進計画(案)は、問題なしということで、農地中間管理機構へ要請することに決定いたします。

議長

以上で、第8回島原市農業委員会に付議されました案件はすべて議了しました。
これで、第8回島原市農業委員会総会を閉会いたします。

終了時間 午後 4時29分